

令和7年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

事業名称	福祉手当給付事業	事業担当課	長寿支援課・障害福祉課
------	----------	-------	-------------

1 第1回 ヒアリング内容

No.	質問及び指摘内容	回答内容
1	(長寿支援課) 令和6年度支給実績が、令和5年度以前と比較して減少した理由は。	令和5年度までは年2回の支給であったが、令和6年度より支給月を2ヶ月に一度とし、年6回に変更となった。これにより支給月が2ヶ月おきとなり、令和6年度では最後の支給が実績に含まれない形となったため、実績額が減少したように見えている。令和7年度以降も同じ支給形態を継続するため、支給形態の変更に伴う切り替え時期の影響により、令和6年度の決算額が一時的に減少しているものである。
2	今回の事業選定理由より、二課の手当を重複して受給することが可能とのことだが、そのケースはどのくらいあるか。また、個別のケースで具体的な代表事例があれば欲しい。	障害福祉課の市の手当と長寿支援課の手当を重複で受給している方は178名、また、障害福祉課の国の手当と長寿支援課の手当を重複で受給している方は41名である。個別のケースの事例については、持ち合わせていない。
	その178名と41名の中で、更に重複はあるか。	重複は無い。
3	(障害福祉課) 「65歳以上で初めて障害者手帳を取得した方を対象とした年齢制限の導入を決定した」との説明があったが、65歳以前に認定された方については、65歳以降も支給を受けられるのか。	その通りである。
	川口市では、今のところ新規認定が65歳以前か以後かは問わず、対象となれば支給をしている。一方、他市で65歳以上の年齢制限があるところは、65歳以前に認定されていれば支給しているのか。	その通りである。
4	(長寿支援課) 要介護認定の段階を調べたところ、要介護3以上になると基本的に全面的な介護が必要になり、4以上だとほぼ寝たきりになるとのことだったが、要介護3と4はあまり大きな違いはない理解でよいか。	要介護3からが施設入所の要件にもなっており、3と4がどこまで異なるかは個人差によるが、そこまで大きく変わることはないという認識である。

5	（長寿支援課） 事業費に関して、少子高齢化が進む中で、高齢者の増加に伴い、要介護認定者の増加も想定される。今後、該当の手当について、要介護3～5認定を受けている方を対象にした場合と、要介護4～5認定を受けている方を対象にした場合で、それぞれのくらいの事業費の増加が見込まれるのか。	現時点で、明確な事業費の予測は持ち合わせていない。
6	（長寿支援課） 要介護認定4～5の方は基本的に寝たきりかと思うが、その中で障害の認定をされている方とされていない方でその介護の度合いは変わるのか。	介護の度合いは、障害を持つ方の障害の状況や度合いによる。同じ身体障害の方でも、足の悪い方や手が悪い方など様々な方がいるため、一概には言えない。
7	（長寿支援課） 対象要件に、「特別養護老人ホームなどの施設に入所していない方」とあるが、そこに民間の老人ホームは含まれるのか。	民間の有料老人ホームなどは含まれないため、そこに入所されている方はこの福祉手当の対象になる。
	（障害福祉課） 障害福祉課の市手当の方はどうか。	長寿支援課と同様である。
8	（長寿支援課） 所得制限に関して、この所得とは本人の所得のみか。同居家族がいる場合はその分も含むのか。	所得は、同居する世帯の方ではなく、本人のみの所得を指す。
	年金でやり繰りされている方が多い理解でよいか。	その通りである。

2 第2回外部評価委員会にて回答する質問項目

No.	質問内容	回答方法	回答内容
1	長寿支援課の手当と障害福祉課の市手当に関して、市で実施している意図は何か。どのような背景や方針のもとで支給されているのか。	説明	【長寿支援課】 重度の要介護状態にあるために、日常生活を営むことに著しく支障があり、かつ、所得の低い高齢者に手当を支給することにより、ご本人及びご家族の福祉の増進を図るため。 対象となっている要介護4・5の方は現行条例制定当初の平成16年当時と比較し、要介護4は約2.23倍、要介護5は約2.34倍となっている。 介護に要する経済的負担は少なくないため、対象者の増加に伴い、経済的な支援のニーズも高まっている背景がある。 そのため、要介護者ご本人及びご家族の負担軽減に少しでもつながるようにとの方針のもと、手当を支給している。 【障害福祉課】 障害福祉課の市手当は、市内に住所を有する在宅の障害者の方に対し、福祉の増進を図るために支給するものである。その目的のため、昭和45年4月より実施している。 県補助の対象事業でもあるため、原則として、補助対象とされる経費を給付対象とする方針である。
2	(長寿支援課) 今後、高齢者の増加に伴い、要介護認定者の増加も想定される。そのような中で該当の手当について、要介護3～5の認定を受けている方を対象にした場合と、要介護4～5認定を受けている方を対象にした場合で、それぞれどのくらいの事業費の増加が見込まれるのか。	資料	今後の事業費の5年後、10年後の見込については、別紙資料①のとおり。
3	(障害福祉課) 「65歳以上で初めて障害者手帳を取得した方を対象とした年齢制限の導入を決定した」との説明があったが、65歳以降に新規で認定されるかで給付の有無が決まるのはどのような考えに基づいているのか。 他の市町村でも同様の措置が取られているが、どのような見解で制度を設けているのか。 また、このような年齢制限を、これまで川口市はとっていなかったのはなぜか。	説明	65歳以上の高齢者については、介護保険制度等のサービス利用が可能であり、総合的に支援が可能であること、限られた財源の中、今後も安定的かつ継続的に制度を実施する観点から、年齢制限の導入を検討している。 市手当は県補助事業であるが、65歳以上で初めて障害者手帳を取得した方については、上記と同様の理由で平成22年1月から県補助対象外となっている。県補助廃止のタイミングで年齢制限を導入した自治体もある。 川口市については、県補助対象外になる時期に年齢制限の導入について検討していたが、当時の政策判断として県補助分についても市で負担し、65歳以上で初めて障害者手帳を取得した方についても手当を支給する判断がなされた。しかし、現在においては、対象者及び支給額が年々増加していること、介護保険サービスが充実してきていることなど、当時と状況が大きく異なってきている。

No.	質問内容	回答方法	回答内容
4-1	長寿支援課の手当は要介護４～５で特別養護老人ホームなどの施設に入所していない方が対象だが、一方で、障害福祉課には年齢制限に関する問題がある。これまで総合的に考える機会が無かったかと思うが、重複して受けても良いという考え方なのか、それぞれの制度にあったものに特化していきたいのかなど、市の統一的な見解を示してほしい。	説明	１の回答のとおり、制度の目的がそれぞれ異なることから、同一人物に重複して給付したとしても、それぞれの目的のために必要な給付であると考ええる。なお、障害福祉課の市手当において年齢制限を導入した後は、原則として、長寿支援課においては６５歳以上の方を、障害福祉課においては６５歳未満の方を対象とした制度となり、一部重複して受給できる方については、従前と同様に必要な給付と考えるものである。
4-2	要介護認定４～５を受けた方が、さらに障害者認定を受けられるものなのか。 もともと障害者認定を受けていた方が要介護認定を取得し、重複で支給を受けることは理解できる。その逆のケースで、要介護認定４～５を受けた方が、障害者認定をどのように受けることができるのか知りたい。 順番次第では、誰でも両方の受給ができる可能性もあるのではないか。	説明	要介護認定の審査と障害者手帳の審査は異なる観点で行う別個の制度であるため、申請順序や重複認定の制約はない。 障害者手帳は、基本的に医師の診断をもとに作成された手帳用の診断書をもとに作成されるため、本人が要介護認定を受けているかどうかは関係しない。 市手当についても、該当の障害者手帳を所持し、市内に住所を有する在宅の障害者に対して支給するものであり、要介護認定を受けているかどうかについては資格要件にないため、現時点で併給は可能である。
4-3	他の自治体においても、同様の事業で重複して受給できる自治体はあるのか。そこで重複して受給している人数はどのくらいいるか。	資料	重複自治体については、別紙資料②のとおり。 ※重複受給者の人数は、他自治体においても２課にまたがって確認作業を依頼する必要がある、時間を要する関係で８月中の回答は不可能である。

質問NO. 2 【長寿支援課】重度要介護高齢者福祉手当 今後の見込みに関する資料

A	B	C	D	E	F	G	$\frac{H}{E \times F}$	I	$H \times 60,442円$
基準日	要介護3 (名)	要介護4 (名)	要介護5 (名)	要介護4.5 合計 (名)	要介護3.4.5 合計 (名)	本手当認定者数 (要介護4.5) (名)	本手当認定者数 (要介護3.4.5) (名)	決算額及び見込額 (要介護4.5) (円)	決算額及び見込額 (要介護3.4.5) (円)
令和4年	3,558	3,012	2,231	5,243	8,801	894	1,501	53,125,000	90,704,432
令和5年	3,683	3,119	2,241	5,360	9,043	908	1,532	55,135,000	92,591,776
令和6年	3,649	3,191	2,364	5,555	9,204	913	1,513	55,860,000	91,432,828
年平均伸び率	1.013	1.029	1.030	1.029	1.023	1.011	1.004	1.025	1.004
令和7年	3,696	3,285	2,434	5,719	9,415	923	1,519	57,256,500	91,798,559
令和8年	3,744	3,380	2,507	5,887	9,631	933	1,525	58,687,913	92,165,753
令和9年	3,793	3,478	2,582	6,060	9,853	943	1,531	60,155,110	92,534,416
令和10年	3,842	3,579	2,660	6,239	10,081	954	1,537	61,658,988	92,904,554
令和11年	3,892	3,682	2,740	6,422	10,314	964	1,543	63,200,463	93,276,172
令和12年	3,943	3,789	2,822	6,611	10,554	975	1,549	64,780,474	93,649,277
令和13年	3,994	3,899	2,907	6,806	10,800	986	1,556	66,399,986	94,023,874
令和14年	4,046	4,012	2,994	7,006	11,052	997	1,562	68,059,986	94,399,969
令和15年	4,099	4,129	3,084	7,212	11,311	1,007	1,568	69,761,486	94,777,569
令和16年	4,152	4,248	3,176	7,424	11,576	1,019	1,574	71,505,523	95,156,679
令和17年	4,206	4,371	3,271	7,643	11,849	1,030	1,581	73,293,161	95,537,306

※令和6年度実際の決算額は46,550,000円ですが、条例改正により2ヶ月分が含まれていないため月当平均4,655,000円×12ヶ月＝55,860,000円としています。

※令和4～6年の重度要介護高齢者福祉手当認定者数と決算額より、一人当たりの平均受給金額＝60,442円と算出

埼玉県内自治体等併給確認一覧（質問NO. 4-3）

No	自治体名	高齢者部門手当	障害者部門手当	重複の可否	備考
1	さいたま市	× 重度要介護福祉手当は廃止	○ 心身障害者福祉手当	—	65歳以上で新たに手当に該当する手帳になった方で、 重度要介護高齢者福祉手当受給中は併給不可
2	川越市	○ 要介護高齢者手当	○ 在宅心身障害者手当	重複可	併給を不可とする要件や制限はなし
3	熊谷市	○ ねたきり老人介護者手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	
4	行田市	○ 在宅重度要介護高齢者等介護手当	○ 心身障害者福祉手当	重複可	併給を不可とする要件や制限はなし
5	秩父市	○ 在宅要介護高齢者手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	【障害者】他の手当を支給している場合は対象外 ※担当に確認併給可
6	所沢市	○ 特定在宅高齢者介護手当	○ 重度心身障害者福祉手当	重複可	
7	飯能市	×	○ 重度心身障害者手当	—	
8	加須市	○ ねたきり高齢者等居宅介護者慰労金	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	
9	本庄市	○ 要介護高齢者介護手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	併給を不可とする要件や制限はなし
10	東松山市	○ ねたきり老人等手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	【障害者】すでに福祉手当を受けている方は対象外※ 担当に確認併給可
11	春日部市	○ 重度要介護高齢者手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複不可	【高齢者】在宅重度心身障害者手当を受けている人は 対象外
12	狭山市	○ 在宅要介護高齢者介護手当	○ 在宅心身障害者手当	重複不可	【高齢者】在宅重度心身障害者手当を受けている方は 対象外 【障害者】在宅要介護高齢者介護手当を受けている方 は対象外
13	羽生市	○ 家族介護慰労金	○ 在宅重度心身障害者手当	重複不可	【高齢者】在宅重度心身障害者手当を受けている方は 対象外 【障害者】他の手当を受けている方は対象外
14	鴻巣市	○ 重度要介護高齢者手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複不可	【高齢者】在宅重度心身障害者手当を受けている方は 対象外
15	深谷市	×	○ 在宅重度心身障害者手当	—	【高齢者】以前高齢者介護手当あったようだが、現在 は存在を確認できず
16	上尾市	○ 要介護高齢者手当	○ 重度心身障害者福祉手当	重複可	【障害者】経過福祉手当を受給している方は対象外 ※担当に確認併給可
17	草加市	○ ねたきり老人手当	○ 在宅重度心身障がい者手当	重複可	【障害者】福祉手当を受給している方は対象外 ※担当に確認併給可
18	越谷市	○ 在宅介護者福祉手当	○ 重度心身障害者手当	重複可	【障害者】経過措置による福祉手当を受給している 方は対象外 ※担当に確認併給可
19	蕨市	○ 在宅要介護高齢者手当	○ 在宅重度障害者手当	重複不可	【高齢者】在宅重度障害者手当を受給している方は対 象外
20	戸田市	○ 在宅要介護高齢者介護支援金	△ 重度障害者等福祉金	—	
21	入間市	○ ねたきり高齢者等介護手当	○ 重度心身障害者福祉手当	重複可	併給を不可とする要件や制限はなし
22	朝霞市	○ ねたきり老人等手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	【障害者】経過措置による福祉手当を受給している方 は対象外※担当に確認併給可
23	志木市	○ 要介護高齢者手当	○ 重度心身障がい者手当	重複可	【障害者】福祉手当（経過措置）の受給者は対象外 ※担当に確認併給可
24	和光市	×	○ 在宅重度心身障害者手当	—	
25	新座市	○ 重度要介護高齢者手当	○ 重度心身障がい者福祉手当	重複不可	【高齢者】重度心身障がい者福祉手当との併給不可
26	桶川市	○ 要介護老人手当	○ 重度心身障害者手当	重複可	併給を不可とする要件や制限はなし
27	久喜市	×	○ 在宅重度心身障害者手当	—	【障害者】経過措置による福祉手当を受給している 方は対象外※担当に確認併給可
28	北本市	○ 介護者手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	【障害者】経過福祉手当を受給している方は対象外 ※担当に確認併給可
29	八潮市	×	○ 在宅重度心身障害者手当	—	
30	富士見市	○ 老人介護手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	併給を不可とする要件や制限はなし
31	三郷市	○ 家族介護慰労金	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	【障害者】経過福祉手当を受給している方は対象外 ※担当に確認併給可
32	蓮田市	○ ねたきり老人等介護者手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	併給を不可とする要件や制限はなし
33	坂戸市	○ 要介護高齢者手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	併給を不可とする要件や制限はなし
34	幸手市	×	○ 在宅重度心身障害者手当	—	
35	鶴ヶ島市	○ 家族介護慰労金	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	【障害者】経過措置による福祉手当を受給している方 は対象外※担当に確認併給可
36	日高市	○ ねたきり老人介護手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	併給を不可とする要件や制限はなし
37	吉川市	○ 在宅高齢者介護支援手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	併給を不可とする要件や制限はなし
38	ふじみ野市	○ 在宅要介護高齢者介護手当	○ 在宅重度心身障害者手当	重複可	【障害者】経過措置による福祉手当を受給している方 は対象外※担当に確認併給可
39	白岡市	×	○ 在宅重度心身障害者手当	—	
40	船橋市	○ 家族介護慰労事業	○ ねたきり障害者および 重度知的障害者介護手当	重複不可	【障害者】障害者の方が介護保険の要介護又は要支援 の認定を受けている場合
41	八王子市	○ 家族介護慰労金	○ 重度心身障害者手当	重複可	併給を不可とする要件や制限はなし

埼玉県併給不可となっている自治体 6自治体／39自治体中（船橋市・八王子市含めると 7自治体／41自治体中）

令和7年度 川口市行政評価外部評価委員会 質問・指摘及び回答一覧表

事業名称	スポーツ協会事業	事業担当課	スポーツ課
------	----------	-------	-------

1 第1回 ヒアリング内容

No.	質問及び指摘内容	回答内容
1	公益財団法人川口スポーツ協会の事務局は市役所にあるのか。	事務局は青木町公園総合運動場内にある。
2	市の職員はいるのか。	市の職員はいない。
3	各種スポーツ教室の実施結果で参加人数が少ない教室や、参加者少数により中止となっている教室がある。何名以上集まったら開催などは決まっているのか。	スポーツ協会に加盟している競技連盟が実施しており、開催可否の判断もしている。
4	参加人数が少数のスポーツ教室について、市ではなぜ少数であったかの検証はしていないのか。	市では検証していないが、開催した連盟では行っている。
5	スポーツ教室の開催種目は、全てスポーツ協会で決めているのか。また、力を入れている種目などはあるのか。	スポーツ協会が、スポーツ協会に加盟している競技の連盟に教室の開催を依頼している。特別に力を入れているスポーツはない。
6	事業報告に公8の事業として川口市立体育施設指定管理業務との記載があるが、指定管理は青木町公園総合運動場および体育武道センターの2施設のみで、他の施設は行っていないか。	記載の通り青木町公園総合運動場及び体育武道センターの2施設のみである。
7	経常収益計の約4億円のうち、指定管理料約2億円、施設管理補助委託費約6,000万円、地方自治体交付金約6,000万円を市が支出しているということでしょうか。	その通りである。
8	補助金を出す以上、スポーツ教室の内容などについて、市においてもしっかりと精査をするべきではないか。	スポーツ協会にすべてを一任しているものではないが、スポーツ協会と各競技連盟が教室の内容について調整しながら開催している。

No.	質問及び指摘内容	回答内容
9	スポーツ協会は、協会の事業としてのスポーツ教室と指定管理者としてのスポーツ教室を実施しているという認識でよいのか。	その通りである。
10	補助対象となっているスポーツ協会が実施するスポーツ教室と各スポーツセンター実施するスポーツ教室に違いはあるのか。	より専門的な教室を実施している。例えばゴルフなどは他のスポーツセンターでは実施できない。
11	スポーツ教室の対象者の区分けとしては、各スポーツセンターは初心者の方が新しくスポーツを始められるような教室を企画しており、スポーツ協会の補助金が対象となっている教室は既にスポーツを行っている方に向けたものという認識でよいのか。	スポーツ協会においても初心者向けのスポーツ教室も実施している。水泳など他のスポーツセンターでも開催している教室もあるが、対象者ではなく、専門性の高い教室を開催するなどで区分けがされている。
12	スポーツ庁では「Sport in Lifeプロジェクト」を実施しているが、国の事業などに紐づいて行っている事業などはあるのか。	紐づいている事業はない。
13	実施した事業の効果検証などがわかるものはないか。	提出を受けているものは事業実績のみである。事業実施後のアンケート調査などはスポーツ協会又は競技連盟で行っている。
14	事業報告の各種スポーツ教室に指定管理事業分と記載があるが、これは指定管理者の自主事業として実施しているという認識でよいのか。	その通りである。
15	スポーツ協会が実施するものではなく、スポーツの普及促進のため市が実施する事業はあるのか。	ツデーマーチなどの事業を実施している。
16	令和6年度事業交付金内訳表のⅡ、各種スポーツ事業、1.スポーツ普及育成事業の(1)スポーツ少年団普及育成事業、(2)スポーツ普及事業で助成金を出しているが、どのような団体に出しているのか。また、その選定方法について教えてほしい。	スポーツ協会に加盟している、各種競技連盟内の団体が全国大会に出場した際などに激励金を出している。

2 第2回外部評価委員会にて回答する質問項目

No.	質問内容	回答方法	回答内容
1	スポーツ協会が実施する、公益として認定を受けた事業に対し補助金を交付する事業であるが、補助金を交付している立場として、交付対象の事業についてどのように把握をし、評価を行っているのか。また、交付対象事業の継続の可否について精査を行っているのか伺いたい。	説明	川口市補助金等交付規則にて定める補助事業等実績報告書及び事業交付金等支出内訳表や事業報告書といった添付資料の提出をもって把握をしている。 個々の事業の内容について市が確認することはあるが、評価や継続の判断等は、スポーツ協会が主管する団体と協議の上行っている。
2	物価や人件費の上昇による事業費の増大が課題であると記載があるが、対象事業数も多く、昔と比較し子どもも減っており、競技人口が減少しているスポーツもあるかと思うが、今後、担当課としてはどのような方向性で事業を進めていく考えであるのかを伺いたい。	説明	事業費の増大が課題であるため、自主財源の確保や経費の削減について今後もスポーツ協会へ働きかけていくとともに、スポーツ協会の事業実態や財政状況等について、より詳細な把握に努めることで、効率的・効果的に事業を進めてまいりたいと考えている。
3	スポーツの普及発展について、スポーツ協会ではなく、市が行っている事業の一覧をいただきたい。	資料	別紙のとおり
4	事業内容説明シートに、事業の成果としてスポーツの普及発展につながったとあることから、その効果がわかる資料をいただきたい。	説明	事業報告に記載されている各事業への参加者等の実績をもって普及発展につながっていると考えている。

スポーツ課事業一覧（質問NO. 3）

◎スポーツ推進係

中学校・高等学校運動指導者派遣事業

各種体育大会開催事業

体育関係表彰事業

ソーデーマーチ実行委員会交付金

学校体育協会事業

スポーツ協会事業

スポーツ推進委員協議会事業

レクリエーション協会事業

スポーツ少年団事業

スポーツ推進補助事業

オリンピック・パラリンピック等強化指定選手激励金交付事業

スポーツ教室開催事業費

◎管理係

スポーツ推進審議会事業

体育施設管理費

体育施設維持補修費

体育施設改修事業

青木町公園総合運動場・体育武道センター指定管理者管理運営費

戸塚スポーツセンター指定管理者管理運営費

仮称神根総合運動公園整備事業